明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（二五）　四
○地方税法等の一部を改正する法律（二六）　八
○令和二年度特別定額給付金等に係る差押禁止等に関する法律（二七）　三
〔政　令〕
○新型コロナウイルス感染症対策中小企業等持続化給付金の支払の臨時特例に関する政令（一五八）　三
○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令（一五九）
○新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（一六〇）
○地方税法施行令の一部を改正する政令（一六一）　七
〔省　令〕
○地方税法施行規則の一部を改正する省令（総務四九）
○新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則（財務四四）
○新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための健康保険法施行規則等の臨時特例に関する省令（厚生労働九五）　一八
○中小企業等経営強化法施行規則の一部を改正する省令（経済産業四五）　二〇
○経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則の一部を改正する省令（同四六）　二四
〔告　示〕
○社会保険診療報酬支払基金法第十五条第三項の規定に基づき厚生労働大臣の定める医療に関する給付等の一部を改正する告示（厚生労働一九九）　二六
○中小企業等経営強化法施行規則第十六条の各号の規定に基づき主として電気の販売を行うために取得等をする設備を定める告示の一部を改正する告示（経済産業一〇五）　三三

本号で公布された法令のあらまし

◇新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律

（法律第二五号）（財務省）

1　納税の猶予の特例

税務署長等は、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により令和二年二月一日以後に納税者の事業につき相当な収入の減少があったことその他これに類する事実がある場合において、納期限が同日以後に到来する国税を一時に納付することが困難であると認められるときは、納期限までにされたその者の申請に基づき、その納期限から一年以内の期間を限り、その納税を無担保かつ延滞税なしで猶予することができる特例措置を講ずることとした。（第三条関係）

2　給付金の非課税等

市町村又は特別区から給付される給付金で次に掲げるものについては所得税を課さないこととし、当該給付金の給付を受ける権利は国税の滞納処分により差し押さえることができないこととした。（第四条関係）

㈠　新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響に鑑み、家計への支援の観点から給付される一定の給付金

㈡　新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置による児童の属する世帯への経済的な影響の緩和の観点から給付される一定の給付金

3　指定行事の中止等により生じた権利を放棄した場合の寄附金控除又は所得税額の特別控除の特例

個人が、指定行事の中止等により生じた入場料金等払戻請求権の全部又は一部の放棄を指定期間内にした場合において、放棄払戻請求権相当額又は特定放棄払戻請求権相当額については、寄附金控除又は所得税額の特別控除の適用ができることとした。（第五条関係）

4　住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の特例

㈠　既存住宅の取得をし、かつ、特例増改築等をした個人が、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により当該既存住宅をその取得の日から六月以内にその者の居住の用に供することができなかった場合において、当該既存住宅を令和三年一二月三一日までにその者の居住の用に供したとき（当該特例増改築等の日から六月以内にその者の居住の用に供した場合に限る。）は、住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除を適用できることとした。（第六条関係）

㈡　要耐震改修住宅の取得をし、かつ、耐震改修に係る契約を一定の日までに締結している個人が、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により当該耐震改修をして当該要耐震改修住宅をその取得の日から六月以内にその者の居住の用に供することができなかった場合において、当該耐震改修をして当該要耐震改修住宅を令和三年一二月三一日までにその者の居住の用に供したとき（当該耐震改修の日から六月以内にその者の居住の用に供した場合に限る。）は、住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除を適用できることとした。（第六条関係）

㈢　住宅の新築取得等で特例取得に該当するものをした者が、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により特例取得をした家屋を令和二年一二月三一日までにその者の居住の用に供することができなかった場合において、当該家屋を令和三年一月一日から同年一二月三一日までの間にその者の居住の用に供したときは、住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除期間の三年間延長の特例を適用できることとした。（第六条関係）

5　大規模法人等以外の法人の欠損金の繰戻しによる還付

法人の令和二年二月一日から令和四年一月三一日までの間に終了する各事業年度において生じた欠損金額については、次の法人を除き、租税特別措置法に規定する中小企業者の欠損金等以外の欠損金の繰戻しによる還付制度の不適用措置を適用しないこととした。（第七条～第九条関係）

㈠　大規模法人（次の法人をいう。以下同じ。）

(1)　資本金の額等が一〇億円を超える法人

(2)　保険業法に規定する相互会社